

# 平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

府省庁名 文部科学省

No	5
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <b>その他（住民税（利子割）</b>
要望項目名	特定寄附信託（日本版「ブランド・ギビング信託」）に係る利子所得の非課税制度の対象団体の拡大（国立大学法人等の追加）
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>租税特別措置法第4条の5に基づく特定寄附信託の利子所得の非課税制度</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>特定寄附信託契約に基づき設定された信託の信託財産につき生じる利子所得について非課税とする現行の特定寄附信託制度（日本版「ブランド・ギビング信託」）における対象特定寄附金の受け入れ先として国立大学法人、公立大学法人、大学共同利用機関（以下「国立大学法人等」という）を追加する。</p>
関係条文	<p>租税特別措置法第四条の五</p> <p>地方税法附則第五条の六、第八条の三の二</p>
減収見込額	<p>[初年度] 0 ( - ) [平年度] ▲0.4 ( - )</p> <p>[改正増減収額] - (単位：百万円)</p>
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>国立大学法人、大学共同利用機関法人及び公立大学法人（以下「国立大学法人等」という。）は、我が国の高等教育及び学術研究の水準と均衡ある発展を図るために設置された機関であり、それらの活動を促進することは、我が国の持続的な発展と豊かな社会の構築にとって不可欠である。</p> <p>国立大学法人等が、確たる経営基盤に基づき、安定的に高度かつ良質な教育研究活動を行うとともに、成果を広く社会に提供することによって社会の発展に寄与するために、幅広い方面からの多様な外部資金を獲得するための制度を措置することとする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>国立大学法人等が、それぞれの個性や特色を発揮し、使命と役割を果たしていくためには、財政基盤の確立等が不可欠であり、寄付金収入を自主的・積極的に調達することができる環境整備が求められている。</p> <p>これまでの税制改正によって、個人が国立大学法人等に寄附した場合の寄附金控除が拡大されることなどにより、個人からの寄附を促進する環境の充実が図られているところであるが、他方で、海外の大学は、我が国以上の公的資金が投入されているだけでなく、寄附金等により構成される巨額の基金によって財務基盤を強固にしている状況にある。既存の制度下における各国立大学法人等の努力だけでは、海外の大学との基金の規模の差が現状以上に拡大することが予想される。我が国の大学が海外の大学に伍して教育研究の機能を高めていくためには、このような多面的な資金調達をより一層に進める必要がある。</p> <p>これらを踏まえ、国立大学法人等がさらなる外部資金の獲得を目指すために、国立大学法人等における個人からの寄附金収入の増加を促進する一層の施策を講じることが必要である。更に、そのような施策の検討に当たっては、以下の観点に適う施策を講じる必要があるものと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寄附者の裾野を拡大すること（個人寄附者の取り込み）</li> <li>・ 個人の寄附に対する意欲を惹起するための多様な制度を構築すること</li> </ul> <p>平成23年度税制改正により、学校法人等に対する個人からの寄附への税額控除の導入及び学校法人等への寄附を目的とする信託財産から生じる利子の非課税措置が実施されているが、国立大学法人等も、地元企業との共同研究の連携や地域への高度医療の提供を行うなど、社会に対して開かれた存在であり、地域の寄附金等の受け入れ先として相応しいものと考えられる。こうした点に鑑み、学校法人等と同様に特定寄附信託に係る利子の非課税措置の対象法人として国立大学法人等を含めることが上記の観点から鑑みて必要である。</p> <p>なお、「教育振興基本計画」（平成25年6月14日閣議決定）においても、大学の財政基盤の確立という観点から、「欧米諸国と比べて、我が国の高等教育における公費負担割合が低く私費負担割合が高いという指摘もあること、各大学の予算に占める民間資金の割合が低いこと、近年の厳しい経済情勢等も踏まえ、大学等がその役割を一層発揮できるよう、基盤的経費の確実な措置に加え、寄付金収入その他の民間資金を自主的・積極的に調達するための環境をより一層整備する」、「寄付金にかかる税制上の措置の在り方の検討、寄付金収入等の民間資金導入促進策の検討を行うとともに、寄附制度の普及啓発や先進事例の紹介等、民間資金を自主的・積極的に調達するための環境整備を行う」とされているところである。</p>

本要望に 対応する 縮減案	
---------------------	--

ページ	5—1
-----	-----

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上
	政策の達成目標	国立大学法人等における寄附金収入を増加させることにより、法人の経営基盤の強化を通じて、教育研究の振興を図るとともに、国立大学法人等による教育研究の成果を広く社会に提供するための活動を促進する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	社会から期待されるニーズの多様化に積極的に対応しつつ、教育研究活動の質を確実に向上させていく必要があるものとされている。
有効性	要望の措置の適用見込み	国立大学法人等への個人・現金寄附者
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	①～②のとおり、各措置により国立大学法人等への寄附金収入が増加するものと見込まれる。 ① 国立大学法人等に対する個人への寄附金は、その多くが小口（50000円未満）であり、税額控除の導入により、控除範囲が拡大するため、小口の個人寄附金を増加させるものと考えられる。 ② 特定寄附信託に係る利子所得の非課税措置の対象法人に国立大学法人等が追加されることにより、国立大学法人等の卒業生等により同制度が活用され、個人寄附金を増加させるものと考えられる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	【所得税】 国立大学法人等への個人からの寄附金には所得控除が適用される【所得税法第78条】 【法人税】 国立大学法人等への法人からの寄附金は全額損金算入【法人税法第37条】
	予算上の措置等の要求内容及び金額	(平成25年度予算) 国立大学法人運営費交付金：10,792億円
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	国立大学法人等の経営環境は厳しさを増している。教育研究活動を安定的に行うためには、公的助成に加えて、多様な財源の確保を図り、財政基盤を強化していくことが重要である。 さらに、教育研究の成果を広く社会に提供するという国立大学の使命を果たすためには、成果を社会へと積極的に提供するための財源としての外部資金の獲得を進めることが必要である。 よって、国による予算上の措置と、外部資金の拡大のための制度改善は、両者あいまって国立大学法人の経営基盤の強化が実現されるものであり、補完的な関係にあるといえる。
	要望の措置の妥当性	① 税額控除制度は、低所得者ほど減税効果が大きく、小口寄附金の促進に寄与する制度といわれている。現行の国立大学法人等に対する個人からの寄附は、所得控除しか選択肢がなく、寄附者の特徴に応じて、有利な制度を選択できる制度を措置することが肝要であり、措置は急務である。 ② 特定寄附信託制度の利点は、公的な機関に対して寄附を行おうとする意志を有する個人が、多様な寄附対象から、自らが望む寄附先を選択することを可能とする点にある。こうした利点を最大限生かすためには、対象となる法人を現在指定されている法人に限定する合理的な理由はなく、同制度の対象として国立大学法人等を含めることは肝要であり、急務である。
	ページ	5—2

税負担軽減措置等の適用実績	-
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	-
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	-
前回要望時の達成目標	-
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-
これまでの要望経緯	<p>平成25年度税制改正大綱において、寄附金税制についてはこれまでの制度拡充の効果等を見極めつつ、そのあり方を総合的に検討するとされている。さらに、平成25年度税制改正法附則第108条において以下のように規定されている。</p> <p>第108条 政府は、次に掲げる基本的方向性により、第1号～（略）～に関連する税制上の措置については平成25年度中に、～（略）～財源も含め検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>一 大学に対する寄附金その他の寄附金に係る税制上の措置の在り方について、これまで講じられた措置の効果等を踏まえつつ、対象範囲を含め、検討すること</p>
ページ	5—3